

第 20 期 事 業 報 告

〔 平成 20 年 4 月 1 日から
平成 21 年 3 月 31 日まで 〕

北九州エアターミナル株式会社

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

今期の日本経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な景気後退の影響を受け、また、原油価格の乱高下、円高の影響などが経済活動に打撃を与え、景気の急激な後退となっています。

航空業界においても、航空燃料価格の乱高下や景気後退に伴う航空需要の大幅な減少等によって、各航空会社の経営に大きな影響を与えています。

このような状況のもと、新空港開港3年目を迎えた当北九州空港におきましても、景気後退にともなう影響や航空機材の定期整備による運休増加により、年間の乗降客数は約120万人（前期比94.5%）、国内・国際定期路線の利用率は70.8%（前期71.6%）となりました。

国内定期路線の乗降客数は、東京（羽田）路線が約1,112千人（前期比95.5%）、沖縄（那覇）路線が約71千人（前期比100.1%）、国際定期路線の乗降客数は、5月8日から運休の上海路線が約1,400人（前期比9.7%）、9月に季節運航したウラジオストク路線は350人（前期比35.0%）、また、3月20日から定期就航した韓国（仁川）路線は約1,100人となりました。

チャーター便は、国内線が青森、花巻、松山等、国際線が香港、台北、韓国、マカオ等に運航し、約9,700人の利用がありました。

貨物につきましては、8月から株式会社スターフライヤーと福山通運株式会社による北九州－東京（羽田）路線の航空貨物事業が開始されましたが、一方で9月末、貨物専用航空会社ギャラクシーエアラインズが事業を廃止し、年間貨物搭載重量は約11千トン（前期比123.0%）となりました。

また、年間のターミナルビル来館者は、前期比92.0%の約189万人でした。

当社の経営につきましては、当期の売上高が、約773百万円で前期と比較し約62百万円減少しました。これは、直営売店の売上及び売上歩合家賃収入が減少したこと等によるものです。

売上原価、販売費及び一般管理費の合計は、約673百万円で、前期と比較し約32百万円の減少となりました。また営業外収益は、約55百万円で、前期と比較し約1百万円の増加、営業外費用は、約37百万円で前期と比較し約5百万円の減少となりました。

特別利益は、ハイリフトローダー（コンテナ・パレットを航空機に搭降載するための機材）等の地上支援機材購入に係る補助金及び土地使用料の返還等で約44百万円を計上し、特別損失として補助金の圧縮損を計上しています。

以上の結果、税引前当期純利益は約141百万円で、当期純利益は約82百万円となりました。

なお、旅客ターミナルビル2階の物販店舗において、経営効率の観点から、商品構成の充実や回遊性を考慮し、当社直営売店・豊前街道・丸福水産の3店舗を1店舗に統合し、豊前

街道が店舗経営することとなり、3月7日にリニューアルオープンしました。

来期は、行政や企業、団体と連携のもとで、これまで以上のPR活動を行い利用者数の増加、便数の増大、路線の拡大を目指し、関係機関への積極的な要望活動を行ってまいります。

また、スタートしたばかりの韓国（仁川）路線につきましては、一層の認知度向上のためのPR活動や旅行代理店と協力し利用者の増加に取り組めます。

ターミナルビル来館者の集客につきましては、引き続き各種イベントを通じた「賑わいづくり」を企画・実施してまいります。

施設整備計画につきましては、利用者の利便性向上を目指し、搭乗橋の増設、野外イベント広場増設改修等について検討を行ってまいります。

（２）資金調達の状況

該当事項なし。

（３）設備投資の状況

- ①空港関係者等保安検査場における監視装置および非常通報装置の設置
- ②地上支援機材の購入

（４）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項なし。

（５）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項なし。

（６）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利・義務の承継の状況

該当事項なし。

（７）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項なし。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

年度 区分	平成17年度 (第17期)	平成18年度 (第18期)	平成19年度 (第19期)	平成20年度 (第20期)
売上高	187,432	864,318	834,537	772,575
当期純利益	△339,794	232,538	85,088	81,832
1株当たり 当期純利益	△4,821円14銭	3,299円34銭	1,207円27銭	1,161円06銭
総資産	5,724,374	5,747,272	5,591,525	5,474,107

(9) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

- ①貸室業及び空港利用施設の賃貸業
- ②旅行用日用雑貨並びに観光土産品の販売
- ③広告、宣伝並びに広告代理業
- ④損害保険代理業

(10) 事業所及び従業員の状況

①事業所の所在地

北九州市小倉南区空港北町6番

②従業員の状況（平成21年3月31日現在）

- ア．従業員数 男7名 女15名 合計22名
- イ．平均年齢 41.5歳
- ウ．平均勤続年数 2.71年

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項なし。

(12) 主要な借入先及び借入額

(平成21年3月31日現在)

借入先	借入額(残高)
北九州市(ふるさと融資)	302,556千円
西日本シティ銀行	242,664千円
福岡銀行	242,664千円
山口銀行	242,664千円
福岡ひびき信用金庫	242,664千円
みずほ銀行	242,664千円

(13) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項なし。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況(平成21年3月31日現在)

①発行可能株式総数 80,000株

②発行済株式の総数 70,480株

③株主総数 76名

④発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
福岡県	20,000株	28.4%
北九州市	20,000株	28.4%

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項なし。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(平成21年3月31日現在)

地 位	氏 名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	奥野 照章	
代表取締役専務	花田 清幸	
常務取締役	水間 祥市	
取 締 役	久保 祐二	西鉄バス北九州株式会社 代表取締役社長
取 締 役	斉藤 淳	日産自動車株式会社 九州工場 副工場長
取 締 役	足立 仁	新日本製鐵株式會社 八幡製鐵所 総務部長
取 締 役	野上 明倫	苅田町 副町長
取 締 役	下川 和雄	株式会社日本航空インターナショナル 山口・北九州支店長
取 締 役	狩生 信安	TOTO株式会社 取締役 執行役員
取 締 役	平田 宗充	九州電力株式会社 執行役員 北九州支店長
取 締 役	飯島 茂	全日本空輸株式会社 北九州支店長
常勤監査役	服部 公一	
監 査 役	今宮 美知夫	行橋市 収入役
監 査 役	川本 惣一	株式会社西日本シティ銀行 取締役 北九州地区本部 副本部長兼北九州営業部長兼小倉支店長

(注1) 取締役の久保氏、斉藤氏、足立氏、野上氏、下川氏、狩生氏、平田氏、飯島氏は、社外取締役。

(注2) 監査役の今宮氏、川本氏は社外監査役。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取締役	3名	18,230千円
監査役	1名	3,600千円
合 計	4名	21,830千円

(3) 社外役員に関する事項

①他の会社の社外役員の兼任状況

取締役 久保 祐二氏は、北九州エアサービス株式会社、株式会社井筒屋の社外取締役を兼務。

取締役 斉藤 淳氏は、株式会社スターフライヤーの社外取締役を兼務。

②各社外役員の報酬の総額

報酬なし。

③社外役員の主な活動状況

当事業年度開催の取締役会に出席し、議案・報告事項に対する審議の中で、空港ターミナルビルの機能向上、アクセス向上、地域貢献、当社の安定経営等の観点から、必要な発言を行った。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

公認会計士北部九州監査団

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

2,500千円

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての内容の概要

当社は、会社法の規定に基づいて、以下の通り「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針を誠実に履行することにより、会社の業務の適法性および効率性を確保するとともに、リスクの管理に努め、社会経済情勢その他当社を取り巻く環境の変化に応じて適宜基本方針の見直しを行い、その改善充実を図っております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会倫理の遵守や法令の遵守を徹底し、公正かつ適正な経営を実現するとともに、企業の社会的責任を果たす経営を図る。
- ② 取締役会は、法令、定款等に従い、会社の業務執行を決定する。
取締役会が行う取締役の職務の執行の監督を確保するために、取締役は、会社の業務執行状況を正しく取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 取締役は、法令、定款、稟議規程等の規程に従って職務を執行することにより、適正な意思決定および業務執行を確保する。

(2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人が常にコンプライアンスを意識して職務を執行することを確保するために前記(1)の①の実践的運用と徹底を図る。特に、空港管理規則、消防法等の空港ビルを運営するに必要な関連法規、企業情報(個人情報を含む)の厳重管理等については、その教育、啓発に注力する。
- ② 職制を通じて適正な業務執行の徹底および管理を行う。問題が発生した場合は、就業規則に従って適正かつ厳正に処分するとともに、直ちに再発防止策を講じる。
- ③ 定期的な内部監査を実施することにより、使用人による職務執行の法令及び定款への適合性を点検する。
- ④ 使用人の法令、定款、各種規程を遵守した職務執行を確保するために、通報を受け付ける通報窓口を社内に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。これらを通じて、内部通報制度の円滑な運営を図る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る文書(電磁的記録も含む)及びその他重要な情報を法令及び社内規程(文書管理規程)に基づき適正に保存及び管理する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する規程を策定し、リスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定した上で、リスクへの適切な対応を図る。

- ② 取締役会にリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。
- ③ 不測の事態が発生した場合には社長が指揮する対策本部を設置し、迅速な対応をとり、損害を最小限に抑える体制を整える。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回定時に開催又は必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議して議決するほか、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 取締役会に付議又は報告する事項については、事前に関係部署において十分な検討を行ったうえで、取締役会に上程する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役会から監査役の職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、監査役会と協議のうえ合理的な範囲で配置するものとする。
- ② 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会等の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものとする。
- ② 監査役が取締役又は使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備する。

(8) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、総務部が監査役の業務を補助する。
- ② 監査役は、会計監査の検査結果について疑義がある場合は、会計監査人との面談を持ち、会計監査人の検査結果について協議する。

貸借対照表

《平成 21 年 3 月 31 日現在》

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	806,982,243	【流動負債】	342,512,566
現金・預金	677,107,725	買掛金	177,762
商品	367,544	未払金	26,533,333
貯蔵品	1,087,936	一年以内返済長期借入金	216,562,000
未収入金	94,731,606	リース債務	853,020
立替金	414,343	未払法人税等	60,902,100
前払費用	3,695,557	未払消費税等	6,637,800
前払金	24,160,532	前受金	30,341,904
繰延税金資産	5,417,000	預り金	467,747
【固定資産】	4,667,124,786	仮受金	36,900
(有形固定資産)	4,340,982,325	【固定負債】	1,391,175,240
建物	4,193,924,973	長期借入金	1,299,314,000
構築物	115,577,699	預り敷金	30,430,500
工具器具備品	18,184,138	預り保証金	60,877,600
機械装置	3,504,720	長期リース債務	553,140
車輛運搬具	8,451,595	負債合計	1,733,687,806
リース資産	1,339,200	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	22,109,511	【株主資本】	3,740,419,223
電話加入権	124,984	資本金	3,524,000,000
水道施設利用権	2,986,875	利益剰余金	216,419,223
供給施設利用権	18,997,652	その他利益剰余金	216,419,223
(投資その他の資産)	304,032,950	繰越利益剰余金	216,419,223
投資有価証券	303,732,950	純資産合計	3,740,419,223
出資金	300,000	負債・純資産合計	5,474,107,029
資産合計	5,474,107,029		

損益計算書

《自 平成 20 年 4 月 1 日》

《至 平成 21 年 3 月 31 日》

(単位：円)

科 目	金 額	額
I 売上高		772,574,725
売上高	26,931,993	
家賃収入	280,755,200	
管理費収入	185,762,542	
設備使用料収入	244,390,975	
広告料収入	34,734,015	
II 売上原価		14,532,214
売上総利益		758,042,511
III 販売費及び一般管理費		658,559,276
営業利益		99,483,235
IV 営業外収益		54,617,704
受取利息	1,076,238	
受取配当金	15,171	
損害保険手数料収入	84,261	
雑収入	53,442,034	
V 営業外費用		37,311,408
支払利息	32,972,726	
雑損失	4,338,682	
経常利益		116,789,531
VI 特別利益		44,231,949
補助金	22,050,000	
前期損益修正益	22,181,949	
VII 特別損失		20,080,584
車輛運搬具圧縮損	7,710,387	
器具備品圧縮損	12,370,197	
税引前当期純利益		140,940,896
法人税、住民税及び事業税		62,269,057
法人税等調整額		△3,160,000
当期純利益		81,831,839

株主資本等変動計算書

《自 平成 20 年 4 月 1 日》

《至 平成 21 年 3 月 31 日》

(単位:円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	利益 剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
平成 20 年 3 月 31 日残高	3,524,000,000	0	0	134,587,384	134,587,384	3,658,587,384
当期変動額						
当期純利益金額				81,831,839	81,831,839	81,831,839
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	81,831,839	81,831,839	81,831,839
平成 21 年 3 月 31 日残高	3,524,000,000	0	0	216,419,223	216,419,223	3,740,419,223

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 20 年 3 月 31 日残高	0	0	3,658,587,384
当期変動額			
当期純利益金額			81,831,839
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			
当期変動額合計	—	—	81,831,839
平成 21 年 3 月 31 日残高	0	0	3,740,419,223

注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

【重要な会計方針に関する注記】

1. 棚卸資産の評価方法

商品に関して、最終仕入原価法による低価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については定額法）を採用しております。

無形固定資産・・・定額法を採用しております。

リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

一括償却資産・・・発生年度から3年間で均等償却しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

1. リース取引に関する会計基準の適用

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、改正平成19年3月30日））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、改正平成19年3月30日））が、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用することができることになったことに伴い、当事業年度より、同会計基準及び同適用指針を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当会計期間より機械及び装置の耐用年数を9年から8年に変更しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前純利益は、それぞれ112千円減少しております。

注記表

貸借対照表に関する注記

1. 減価償却累計額 708,404,401 円

2. 圧縮記帳・・・当事業年度において、補助金の受入により器具備品及び車輛運搬具 20,080 千円の圧縮記帳を行いました。貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産
 - 建物 2,977,452 千円
 - (2) 担保に係る債務
 - 長期借入金 1,515,876 千円

一株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|---------------|
| 一株当たり純資産額 | 53,070 円 64 銭 |
| 一株当たり当期純利益金額 | 1,161 円 06 銭 |

株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における発行済株式数 普通株式・・・70,480 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因は、未払事業税であります。

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 15 日

北九州エアターミナル株式会社
取締役会 御中

公認会計士北部九州監査団

統括代表 公認会計士	神尾 榮一 ㊞
代 表 公認会計士	吉田 尚是 ㊞
代 表 公認会計士	徳間 将人 ㊞

私たちは、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、北九州エアターミナル株式会社の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 20 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 20 期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、総務部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する内容及び当該整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第 127 条第 1 号の基本方針及び第 2 号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 159 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「公認会計士北部九州監査団」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 21 年 5 月 27 日

北九州エアターミナル株式会社 監査役会

常勤監査役 服部 公一 ㊟

社外監査役 今宮 美知夫 ㊟

社外監査役 川本 惣一 ㊟